

商品券ご利用の際の注意事項

【商品券について】

1. 商品券は有効期限内に限り海津市商品券取扱店でご利用になれます。
2. 現金とお引換えいたしません。
3. お買い物等の際、つり銭は支払われません。
4. 紛失・盗難・毀損等の場合、その責任を負うことはできません。
5. 表記の有効期限を過ぎたものは無効になります。早めに商品等とお引換えください。

【商品券の利用対象にならないもの】

次に掲げる事項については商品券の利用対象となりません。

- ・出資や債務・公共料金等の支払い
(税金、振込手数料、保険料、電気・水道・電話料金・都市ガス等)
- ・有価証券、金券、宝くじ、商品券(ビール券、図書券、おこめ券、事業者が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、POSAカード、クオカード、バスカード等の換金性の高いものの購入
- ・プリペイドカード、ICカードやモバイル端末等に電子マネーとしてのチャージ
- ・たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ、第38条第1項に規定する製造たばこ代用品の購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- ・会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもの
- ・現金との換金及び金融機関への預け入れ
- ・医療費、介護保険、薬など公的医療保険診療対象となる費用の支払い
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業に要する支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・商品券の交換又は売買
- ・その他、取扱店舗が指定するもの